一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成17年1月26日提出

長岡市・栃尾市合併協議会 会長 森 民 夫

_	64	_
-	U -1	-

一部事務組合等

1 一部事務組合

区分	組 合 名	長岡市	栃尾市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	そ の 他	調整方針案
企画	長岡地域広域行政組合								小千谷市、見附市、与 板町、和島村、出雲崎 町、川口町	栃尾市は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
福祉	長岡地区旧伝染病院管理組合								見附市ほか10市町村	栃尾市は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
保健	新潟県長岡栃尾三古立寺泊老 人ホーム組合								寺泊町、出雲崎町、和 島村、与板町	栃尾市は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
医 療	新潟県中越福祉事務組合								見附市ほか6市町村	栃尾市は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。 (平成17年4月1日の合併に伴い長岡市として加入)
組織・給与	新潟県市町村総合事務組合								その他県内全市町村	栃尾市は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。ただし、共同処理する事務は、次のとおりとする。 ・職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの・非常勤消防団員に係る損害補償・消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償・非常勤水防団員に係る損害補償及び水防に従事した者に係る損害補償・組合市町村等の長の命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償・非常勤消防団員の退職報償金の支給に係る事務のうち、新潟県非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に係る事務のうち、新潟県非常勤消防団員、水防団員及び消防吏員に対する賞じゅつ金の授与・消防団員及び消防吏員に対する殉職者特別賞じゅつ金の授与・住民の交通事故災害について相互救済を行うための交通災害共済・新潟県自治会館の設置及び管理運営

00

				1	,	1	1		
[参考:新潟県総合事務組合共同処理事務別一覧]	長岡市	栃尾市	中之島町	越 路 町	三島町	山古志村	小 国 町	そ の 他	調整方針案
職員の研修のうち組合市町村等の任命権 者の指定したもの								その他県内市町村	共同処理を継続する。
非常勤消防団員に係る損害補償								その他県内市町村	共同処理を継続する。
消防作業に従事した者又は救急業務に 協力した者に係る損害補償								その他県内市町村	共同処理を継続する。
非常勤水防団員に係る損害補償及び水 防に従事した者に係る損害補償								その他県内市町村	共同処理を継続する。
組合市町村等の長の命令により応急措置 の業務に従事した者に係る損害補償								その他県内市町村	共同処理を継続する。
非常勤消防団員の退職報償金の支給に係る事務のうち、新潟県非常勤消防団員 にかかる退職報償金の支給								その他県内市町村	共同処理を継続する。
消防団員、水防団員及び消防吏員に対 する賞じゅつ金の授与								その他県内市町村	共同処理を継続する。
消防団員及び消防吏員に対する殉職者 特別賞じゅつ金の授与								その他県内市町村	共同処理を継続する。
住民の交通事故災害について相互救済 を行うための交通災害共済								その他県内市町村	共同処理を継続する。
新潟県自治会館の設置及び管理運営								その他県内市町村	共同処理を継続する。
組合市町村等の常勤の職員及びその遺 族に対する退職手当の支給								その他県内市町村	共同処理を行わず、長岡市で処理する。
公平委員会の設置								その他県内市町村	共同処理を行わず、長岡市で処理する。
公平委員会の権限								その他県内市町村	共同処理を行わず、長岡市で処理する。
職員の採用及び昇任試験のうち組合市町 村等の任命権者の指定したもの								その他県内市町村	共同処理を行わず、長岡市で処理する。
非常勤の職員に対する公務上の災害又 は通勤による災害に対する補償に関する 事務								その他県内市町村	共同処理を行わず、長岡市で処理する。
公立学校の非常勤の学校医、学校歯科 医及び学校薬剤師の公務上の災害に対 する補償								その他県内市町村	共同処理を行わず、長岡市で処理する。

2 協議会(地方自治法第252条の2に基づくもの)

区分	組	合	名	長岡市	栃尾市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	そ の 他	調整方針案
教学 育校	長岡地区視取 議会	恵覚ライ	′ ブラリー協	1							与板町、和島村、出雲 崎町、寺泊町	栃尾市は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。

3 土地開発公社

区分	組合名	長岡市	栃尾市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	そ の 他	調整方針案
財政	長岡地域土地開発公社								小千谷市、見附市、与 板町、和島村、川口 町、魚沼市	栃尾市は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。

-	- 68	-	

議案第18号参考資料

長岡地域合併協議会における一部事務組合の調整方針

区分	組合名	調整方針
	長岡地区衛生処理組合	合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を長岡市に引き継ぐ。
ごみ・し尿	三島郡清掃センター組合	中之島町は、合併の日の前日をもって脱退し、広域的な事務処理 による効率化の観点から、当該一部事務組合の事務を、合併の日 に長岡市が引き継ぐ方向で、関係団体と協議する。
関係	小千谷地域広域事務組合	山古志村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行 う。
	新潟県柏崎地域広域事務組合	小国町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行う。
斎場関係	与板郷消防・斉場事務組合	中之島町及び三島町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行う。なお、旧中之島町地域及び旧三島町地域の住民が当該一部事務組合の斎場も利用できるよう事務委託する方向で関係団体と協議する。
消防	与板郷消防・斉場事務組合	中之島町及び三島町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市 で事務を行う。当該一部事務組合を構成する他の町村から事務委 託の申し出があった場合は受託する方向で関係団体と協議する。
関係	小千谷地域広域事務組合	山古志村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行 う。
1.5.	新潟県柏崎地域広域事務組合	小国町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行う。
水道	与板町外 2 ケ町村水道企業団	三島町は、合併の日の前日をもって脱退し、広域的な事務処理に よる効率化の観点から、当該一部事務組合の事務を、合併の日に 長岡市が引き継ぐ方向で、関係団体と協議する。
関 係	小国町越路町水道企業団	合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産 及び職員を長岡市に引き継ぐ。なお、職員の取扱いは、一般職の 職員の取扱いに準ずる。
ガス関係	三島町・与板町ガス企業団	三島町は、合併の日の前日をもって脱退し、広域的な事務処理に よる効率化の観点から、当該一部事務組合の事務を、合併の日に 長岡市が引き継ぐ方向で、関係団体と協議する。
企画	長岡地域広域行政組合	中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町は、合併の日の 前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
	長岡地区旧伝染病院管理組合	中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町は、合併の日の 前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
福	新潟県長岡栃尾三古立寺泊老 人ホーム組合	越路町、三島町及び山古志村は、合併の日の前日をもって脱退し、 長岡市は継続加入する。
祉保	三条・燕・西蒲・南蒲広域養護 老人ホーム施設組合	中之島町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市において合併の日に加入する。
健	新潟県中越福祉事務組合	中之島町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市において合 併の日に加入する。
療	新潟県柏崎地域広域事務組合 (福祉関係)	小国町は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市において合併 の日に加入する。ただし、福祉関係施設が柏崎市に移管される場 合は、事務委託等の方向で柏崎市と協議する。
	魚沼地区障害福祉組合	山古志村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市において合 併の日に加入する。
		中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町は、合併の日の 前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。ただし、共同処理 する事務は、次のとおりとする。
組織給与	新潟県市町村総合事務組合	・職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの ・非常勤消防団員に係る損害補償 ・消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償 ・非常勤水防団員に係る損害補償及び水防に従事した者に係る損害補償 ・非常勤消防団員の命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償 ・組合市町村等の長の命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償 ・非常勤消防団員の退職報償金の支給に係る事務のうち、新潟県非常勤消防団 員に係る退職報償金の支給 ・消防団員、水防団員及び消防吏員に対する賞じゅつ金の授与 ・消防団員及び消防吏員に対する殉職者特別賞じゅつ金の授与 ・住民の交通事故災害について相互救済を行うための交通災害共済 ・新潟県自治会館の設置及び管理運営

- 70 -
